

# 大阪市立宮原小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、

めざす子ども像

- ・明るく前向きに学ぶ子
- ・優しく思いやることのできる子
- ・粘り強く取り組む子

の育成のために「宮原小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① だれもが心豊かに生き、それぞれの価値観を認めあい、幸せに生きる権利を有しているとの認識に立ち、「いじめは人権侵害、いじめは犯罪、絶対に許さない」との共通理解を児童、教職員、保護者、地域で共有していく。
- ② 未然防止、早期発見に向け、児童、学級担任にとどまらず、他の教職員、管理職、保護者、地域の方が「いじめ及びいじめの兆候」を発見した場合は組織的に対応し、学校長は適時かつ定期的に「いじめ及びいじめの兆候」が解消されていることを確認する。
- ③ 全教職員で情報を共有し、「チーム学校」として組織的に取り組む。
- ④ 問題行動を早期発見・早期解決できるよう、家庭、地域、関係諸機関と連携し、迅速な対応を進める。

### 3. いじめの未然防止についての取組

#### <基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

#### (1) 授業改善について

- ① 「道徳」を要とした授業づくりに取り組み、思いやり、人権、公共の精神などを養い学習規律の安定化に努める。
- ② 各教科の学習の時間などで、話し合い活動を積極的に取り組み、意見や交流する中で他の人に理解、共感をえられるような言語力や論理的思考力の育成を図る。
- ③ 専科教員の配置により、学級担任だけでなく、多くの目で子どもたちを見ていく体制を整える。

#### (2) 自己肯定感を高めるために

- ① 児童のよいところを見つけ、認め、ほめる指導を指導の軸として学校全体として取り組む。
- ② 「ひとりで悩まない」を合言葉に友だちや教職員とのかかわり、人とのつながりを感じることができるよう集団づくりに取り組む。

#### (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 子どもどうしがいじめを許さない、見逃さないという雰囲気づくりのため、傍観者はいじめに加担しているとの共通理解を定着させる。
- ② 一人一台端末の相談機能を活用することで、いじめ情報の提供者（匿名、記名を問わず）が不利益を被らないようなしくみを構築し、いじめに関する情報収集の充実を図る。
- ③ 教職員への相談だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部関係諸機関にも気軽に相談できる体制を構築する。

#### 4. いじめの早期発見についての日常的取組

##### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 日常的に休み時間、掃除の時間などの観察や子どものささいな変化を気づくように努め、変化に気づいたときは記録（5W1H）を残していく。
- ② 日常的な観察でのいじめ事案の漏れ、抜けがないように定期的にアンケートを実施し、網羅的にいじめの早期発見、対応に努める。
- ③ 担任や学年への相談だけではなく、一人一台端末の相談機能の活用や、開かれた職員室や校長室を児童に周知することで、どの教職員にも児童が相談できるような体制を整える。

#### 5. いじめの早期解決についての日常的取組

##### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 学級担任はいじめ事案について学年主任に状況を伝えるとともに管理職に報告する。
- ② 学校長は組織の長となり、適宜必要に応じて、教頭、教務主任、生活指導部長、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携して対策チームを作成し、早期の解決にあたる。
- ③ どんな場合においても、いじめられている児童の気持ちに寄り添って対応する。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

#### ① いじめ防止委員会

(校長、教頭、教務主任、生活指導部長、学年主任、養護教諭)

- ・ いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての方針に沿った学校運営を担うことを目的とする。また、いじめの疑いに係る事案が発生した場合、緊急の対応を行うとともに、臨時の生活指導連絡会を開催する機能を持つ。

#### ② 生活指導部内の担当は、研修会、相談体制の整備、取組の検証方法、いじめアンケートの実施など年間の取組を企画し、生活指導部長、主任会、学級担任と連携してこれを実施する。

#### ③ 月一回、生活指導情報交換会（職員会議後）を実施し、児童や学級の様子について共通理解することで、担任や学年以外の教職員も含めた複数の目で児童の様子や変化を把握する。

### 【年間計画】

- ・ いじめに関するアンケートの実施（年3回）と分析及び改善提案
- ・ 研修会の企画、実施
- ・ 職員会議等での共通理解
- ・ 取組みのまとめ
- ・ 方針の見直し

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

#### ① 学校だより等を通じていじめ防止について情報発信・啓発を行う。

#### ② 学校協議会でいじめ防止の取組について活動報告を行う。

### (3) 取り組み内容の検証

#### ① 「運営に関する計画」の中間評価・最終評価でPDCAサイクルに取り組む。

#### ② 「いじめに関するアンケート」などの調査結果の分析に基づき、未然防止の推進・再発防止に関しての改善を図る。

## 7. 重大事案への対処

- ① 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い、または、相当の期間（概ね1ヶ月以上）を欠席することを余儀なくされている疑い等があった場合、学校長は教育委員会担当指導主事に報告の上、関係諸機関と連携して、調査及び対応を行う。
- ② 被害児童およびその保護者への適切な情報提供は学校長の指揮のもと行う。
- ③ 学校は、児童からの聞き取り、聞き取り後の対応、保護者への対応の役割分担をする。
- ④ 学校は、いじめられている児童が安心して学校生活を送ることができるように、いじめられている児童やその保護者に学校が取り組もうとしていることを説明する。

### ※ いじめ発見の際の流れ

